

財團法人明治聖徳記念學會紀要 第參拾參卷

研 究

(本紀要所載論文は凡て署名者の責任にして本會の意見を代表するものに非ず)

神の自覺に住して自ら生祠を

設けた松平樂翁公

文學博士 加藤 玄 智

松平定信(一七五八—一八二九)即ち白河樂翁公の生祠は、事實二つあつたことが、最近の調査に由

神の自覺に住して自ら生祠を設けた松平樂翁公(加藤)

つて略ぼ明かにされたと思ふ。その一は奥州白河の舊城内に出来たものと、その二は公の下屋敷江戸築地の浴恩園中に出来たものと此二つであると思ふ。左に少しく之れを詳述して見よう。

樂翁公の封地白河に於て、定信襲封の翌年即ち天明四年（一七八四）藩祖松平定綱の木像（生前定綱の師事せる嶺室和尚の作、和尚は伊勢桑名長壽院禪刹を董し、定綱はその封地桑名に於て屢參禪した）を安置する靈廟を城内に建立し、之を北小路靈屋（勿論定綱の墳塋は伊勢桑名の淨土宗照源寺及江戸深川靈岸寺に在る）と呼んだが、寛政九年（一七九七）正月京都吉田家の允許を得て之を鎮國大明神の社とするに至つた。然るに、樂翁公は四十藏（一七九七）の頃自身の木像（狩衣相）を此鎮國大明神祠に合祀された事實がある。（此木像は目下桑名城内縣社守國神社——祭神樂翁公——の神體）則ち侍臣田内親輔の撰記した樂翁公の「御行狀記料」は左の如く述べてをる。

御年四十になり玉ふ頃おぼしめす事ありて……御木像を作らせ玉ひて白川北小路の御宮殿へをさめ置
き玉ひぬ

此宮殿とは今述べた藩祖を祀つた場所即ち靈屋で、後の鎮國大明神の社殿（寛政九年本神社成立）に外ならない。尙定和（定信の孫）朝臣の筆寫に由つて残つた樂翁公が感應殿（浴恩園中の）を上野の東圓院へ移轉の遺命書（樂翁公自筆のもの不存）に據れば、樂翁公は左の如く云はれてをる。

曰く

國元御宮壽像右の神號（守國大明神の神號）を唱可申事

即ち、鎮國大明神祠中へ合祠した樂翁公の木像を祀る時之を呼ぶに守國大明神を以てせよと命じたのである。

又曰く

國元は是迄の通り相殿にして備物も皆鎮國大明神の通に致可申、國元は鎮國大明神の通り惟一兩部に隨可申事

と、是れ實に樂翁公自ら自己の生祠を藩祖鎮國大明神の社殿中に併置して造られたもので、之れと合祀したものである。そは大己貴神が自身の神靈を自ら三輪山の神奈備に奉祀され、山崎闇齋が自らその靈を鏡に取り付け、之を神に祀つて垂加靈社を造立し、伊勢の人松木春彦が自ら其靈を石に取り付け、之を神に祀つて松木神社を建てたのと同類に屬するもので、他人から、公を生前即ちその存命中に庶食したのでは無かつた。此點が徳川時代に於て他の多くの有徳なる偉人を生祀したものと撰を異にしてゐる所である。簡言すれば樂翁公の生祠は他から立てられたので無くして公自らその生祠を建てたのであつた、而して奥州白河の松平家は、定信の嫡子定永の時即ち文政六年（一八二三）に至つて伊勢桑名に轉

神の自覺に住して自ら生祠を設けた松平樂翁公（加藤）

封されたので、藩祖鎮國大明神祠は奥州白河から桑名城内本丸の地に遷され、後天保四年（一八三三）即ち樂翁公の死後五年目に始めて樂翁公に守國靈神の神宣が吉田家から降り、尋いで又安政二年（一八五五）即ち樂翁公の死後二十七年目に公は守國大明神の神宣を得て居られるから、鎮國神社と云ふ神社と駢立した守國神社の起源は、公式には天保四年（一八三三）に在ると謂はなければならぬ。即ち樂翁公はその死後に於て公認の神社に祀られたのであるが、この神社成立の眞の起源は前述の如く、樂翁公が白河城内北小路の藩祖の靈席に始つた鎮國神社中に、自己を合祀した時に在ることは勿論である。而して是れが勿論生祠であつたことも前述の通りである。明治以後鎮國・守國の兩神社は共に伊勢の桑名に於て縣社とされた。是れ實に樂翁公の生祠が先づ一つ成り立つてをつた経緯で則ちその略沿革である。果して然らばもう一つ他の生祠成立の過程はどうであつたか、之を次ぎに略述して見よう。

樂翁公は文化九年（一八一二）五十五歳を以て致仕され、築地の下屋敷に移住されたが、この下屋敷は寛政四年（一七九二）幕府から下賜されたもので、公は其時から靈臺を經始し、林泉を開き、庭園を浴恩園（星野文良筆同繪卷物、松平子爵家現藏）と呼んだ、其園内に一堂を創立し、之に諸天、諸神を安置し、堂を感應殿と稱し、拜殿を瞻仰堂と呼んだ。而して公の侍臣岡本茲昇の著した公の傳記感德錄（初稿は天保十一年（一八四〇）淨書は嘉永三年（一八五〇）に成る。以上岡本茲昇自序）に由れば、此感應殿

の上壇には諸天、諸神を合祀され、尙その『唐戸の外中央の御新築御宮殿に御壽像を安置し給ふ（原註「御耳順の御年近きところ」又田内親輔著御行狀記料には「御歳五十になり玉ふ頃」とある）。田井元陳命



（チツケス）部一の物巻繪園恩浴筆良文野星

を奉じ東都の良工法橋寺啓刻上す：御宮殿棟へ新邸附送の
 觀世音を莊嚴したる堂を造り居ゑられたり（上壇諸神諸天宮
 社神天號の額は御自書：）爰を感應殿と號せられ御親書感
 應の：額を戸前上に掲げらる」と見え、而して感應殿祭祀
 の年中行事としては『年始、五節句、月次三日御家格御祝日
 御法樂、歳暮は早朝御扉を開き神酒供物：を備へ奉る：
 三ケ日は瞻仰堂に圓座を居ゑ、夫へ御着座あつて拜し玉ふ。
 日々朝御詣拜は感應殿開扉せず、瞻仰堂にて拜せらる』（感
 徳録）と見えるから、此諸天、諸神、觀音等を感應殿で禮拜
 祭祀される時は直ちに又樂翁公自ら自己の木像をその中に入
 れて、之を併せ禮拜祭祀された譯で、
 Emerson

の言葉を借りて之を云へば、樂翁公の此時の意識は“*I, the imperfect, adore my own perfect*” (Over-

神の自覺に住して自ら生祠を設けた松平樂翁公（加藤）

Soul)とでも云ふ可きものであつたらうと思ふ。何を以て之を云ふかと云へば、樂翁公自身には、幼年の折から、彼の藤田東湖の諷詠した様に「死爲忠義鬼、極天護皇基」との信念が熾んであつて、餘程自己の神意識が強かつたやうであるからである。それは樂翁公の自書略傳に

抑我十二歳の頃より生ては天下の爲に忠を盡し、死ては忠義の鬼とならむことを思ひ立てより、年月に隨ひ志彌堅し……

とあるのを見ても明瞭である。

又松平定和朝臣(定信の孫)の筆寫し置かれた樂翁晚年(?)の遺命書中に

此方守國の心願は十二歳よりの事にて追々修行政、十ヶ年以前より取立し像有之、當時感應殿に安置す、日夜心をこめ置し事にて一日片時も不忘し、此像追て安置、守國大明神の號を從京可申請事……

此守國の事は當家の家國の事計りには無之、幼年よりの心願に

とあるも大に參考とす可きである。樂翁公が畢生の目的とされてをつた「守國の心願」「忠義の鬼」とは何であるかと云へば、畢竟死後國家守護の神、日本の守護神とならうと考へられたことを意味するのである、否、樂翁公の心底を叩いて云へば人は死んで初て護國の鬼となるので無い、正直、至誠を體得したならば人は皆生きて居る中から生神様である。而して公自らも實に又生きながら神格位に登つたものと

の自信を次第に體得し來つて居られた様である。而して此自信は年齒を重ねられるに従つて濃厚となつた様である。それは同じく自書略傳に

我正を信ずるものは其諸願をして遂げしむ可し。正に敵するものは誅之伐之せむ、改心して正に歸するものは是をゆるさん、我が正は天地の正なり、凡人の輩うたがひをいなく事なかれ

文政三(一八二〇)八月二十五日

左近衛權少將 源 定 信判

とある、是れは全く和論語(徳川時代の澤田源内氏作)などの中に見える所謂御神託の語氣である。之を下された樂翁公には生き乍ら自身神たるの自信があつたことが窺はれる。蓋し此文は全く神の託宣を聽く趣がある。樂翁公は又天明七年(一七八七)三十歳にして召出されて天下の執政に擧げられ、姑くは封地白河に歸城するの期無きことを知つて、一畫像を白河城下の家臣に下附し、毎年年始の禮の如きは此畫像の前にて君在すが如く諸臣執行せよと命じて扱此の自畫像に自ら贊をして

撥亂而反正、賞善而罰惡(田内親輔、御行狀記料)

と書してをる。(樂翁公餘影第二圖、向つて右)是れ又實に、神が人間に託宣啓示してをる語格とも見られる。樂翁公が浴恩園中の感應殿に自己の木像を諸天、諸神の御前立の様に合祀したのは、聽て吾人を

して公は之れに由つて既に自己神を祭祀してをられたのに外ならぬと云ふ結論に到達せしむるものである。樂翁公は瞻仰堂の詠（文政癸未「六年、一八二三」の春、風月老人の名の下に）に

あふくれは一つ誠にさま／＼の

そのことばりの姿をそ見る

と諷詠してをられる。蓋し樂翁公に由れば、誠即ち至誠は宇宙の眞諦であり、神佛の本體そのものである。此誠が或は觀音とも表はれ、或は諸天とも現じ、又諸神の形をも顯はして來るのである。その中には實に「養正」の至誠そのものと合體することを公自身の強き意志を以て力め、又眞に之れと合體したと自ら信じてをつた樂翁公自身の自己神をも包含させてをるのである。斯く考へて來れば公は感應殿内安置の自己の木像を通して公の自己分内の眞實神を瞻仰し禮拜し祭祀されたのである。斯くして公は自ら生ける自己を祀り生ける自身の生祠を建てられるに至つたのである。

至誠の體得者、至誠になりきつた所の人は、其儘神であるとの樂翁公の堅く強い信仰は、公の隨筆花月草紙に於ても、其の傍證となる所のものを發見し指摘するに難くない。則ち樂翁公は、花月草紙の一節に於て左の如く述べてをる。曰く

神は我れなり、外に求む可からずと云ひたる人に……いで神は我れなりと思ひ給ふならば、又能く思

ひて見給へ、我が如く色に染みたる神ありや、酒好みて程知らぬ神ありや、見るものに心奪はれ、聞く毎に心取られ、人に欺かれても知らざる神ありや、唯神は人なり、我れ神なりと云ふは、いとやすかめれど、正く直き神徳の曇ること無く、照らさるること無きを得て、後にこそ

又那須與市が一心籠めて、神を念じ、扇的を波荒き海中から射當てたのを、人心清明にして至誠神に通じ、彼自ら至誠そのものとなつたのに歸結して左の如く述べてをる。曰く

那須與市は弓の上手にてもあるべけれど、馬を海に乗り入れて、風に動きて定らぬ扇を射んと云ふは、いと難きことなり、…神に祈念したるにて、心はうちに止りて、外へ馳せず、遂に思ふ矢盡違はざりしは、我心の誠へ飯へりて、神明良能の妙の出でしなりと云ひしが、さあらんこともありぬべし。

又曰く

やまと歌は、人の心より天地鬼神をも感ぜしむるなど云ふは、和歌の道に限りたることには非ず、唯一つの誠もてこそ、大空をも動しつべし…然ればよし言葉の花を咲かせたりとも誠の貫くに非ざれば、益無きことなり

是れ實に至誠の人は即ち神であるとの樂翁公の自信を裏書きしてをるものである。此立場から、公は至誠其物の神そのものたる公自身の完全我 (I, the perfect) を、その不完全我 (I, the imperfect) が神と

して禮拜し、之を神として齋き祀つたのである。是れ即ち感應殿内には公自身の生祠を建てるに至つた所以であり、動機であつたのである。

偕一度樂翁公自身に由つて感應殿に祀られて、他の諸神、諸天と共に多年祭祀されてをつた此木像も、公の歿後は遺命のまゝに上野の松平家宿坊東圓院内に遷され、その爲に社殿を建立せよとの遺命（岡本茲昇著、感徳録）がまだ實現されなかつた中に、維新の際彰義隊の上野戦争ともなつた。然し其兵火は幸に免れて、その後深川の靈岸寺に該木像は保管されてをつた（明治元年、一八六八）が、大正十二年（一九二三）の九月東京の大震火災はこの歴史ある生祠の木像を烏有に歸して仕舞つた。而も幸にも之れに先つて、樂翁公の後裔松平定晴子爵は、その木像を自ら寫眞に取つて置かれたので、その影像丈は今日に保存することを得たのである。昭和四年（一九二九）樂翁公百年忌辰の記念出版物「樂翁公餘影」の第二圖、即ち向つて左方に出てをるものは則ち是れである。

ト居 偶 感

兒 玉 忠 善

改曆迎華甲 新年移拙居

城西清靜境 自好娛詩書